

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 16 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22500591

研究課題名（和文）スポーツにおける倫理環境の整備に向けた実践的研究

研究課題名（英文）Practical Research in Promoting Ethical Conditions in Japanese Sport Settings

研究代表者

高峰 修（Takamine Osamu）

明治大学・政治経済学部・准教授

研究者番号：10409493

研究成果の概要（和文）：

本研究では、セクシュアルハラスメントに関するスポーツ指導者向けの教育映像プログラムを開発した。教育プログラムはスポーツにおける倫理的問題の解決に向けた対策に取り組んでいる3カ国の情報をもとに作成された。作成したプログラムはインターネット上で公開すると同時にDVDにコピーし、日本のスポーツ統括団体ならびに教育委員会、計635団体に配布した。さらには映像プログラムの使用状況を把握するために追跡調査を行った。

研究成果の概要（英文）：

In this research, an educational video program for sport coaches concerning sexual harassment was developed. The video program was made based on information about three countries which have tried to resolve ethical problems in each of the countries' sport settings. The program was released on our homepage and copied on to DVDs. 635 DVDs were distributed to sport organizations and education boards within Japan. Follow up research was then conducted to assess whether the program was used in each of the organizations.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2011年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2012年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：健康・スポーツ科学／スポーツ科学

キーワード：スポーツ、倫理、指導者、プログラム映像

1. 研究開始当初の背景

スポーツ環境におけるセクシュアルハラスメント（以下、セクハラ）問題に対する学術的な取り組みは、海外においては1980年代半ばに始まった。そこでは実態調査（Fasting et al., 2003）や意識調査（Volkwein et al., 1997）が中心に行われ、調査によって得られた知見を元に、スポーツ

環境で起こるセクハラの特異性についての理論モデル（Brackenridge, 1997）も構築された。

この問題に対する日本における学術的な取り組みとしては、(1)日本の一般大学生（吉川ら, 2004）、(2)国民体育大会出場選手と指導者を対象とする、セクハラと暴力に関する認識・経験調査（熊安ら, 2009）などの基本

的な調査が行われた。

以上のような研究の進展に加え、国際オリンピック委員会は2007年2月に「Sexual Harassment and Abuse in Sport」と題する統一声明を發表し、世界中のスポーツ統括団体に対して、この問題の解決に向けてリーダーシップをとりながら取り組むよう要請した。

一方、日本体育協会に加盟するスポーツ統括団体を対象にした調査(熊安ら, 2009)によれば、「倫理に関する規定やガイドライン」を用意している団体はわずか21.3%にすぎないことが明らかになった。

また2009年5月には京都教育大学の学生による集団性暴力事件が起きてしまった。こうしたことから、競技者や指導者に対する教育プログラム、スポーツ統括団体に対する環境整備プログラムの提供が急務であるとの認識に至った。

2. 研究の目的

本研究の主たる目的は、日本のスポーツ環境における倫理的問題に関して教育・啓発をするための映像プログラムを作成することである。そのために次の4段階に分けて作業を進めた。各段階の研究目的と内容は次の通りである。

<第1段階：海外の情報収集>

まず第1段階では、スポーツ環境における倫理的問題に積極的に取り組んでいる諸外国の事例について情報を収集し、この問題に関する海外の動向を把握する。

<第2段階：映像プログラムの作成>

収集した海外情報などをもとに、日本のスポーツ環境になじむような教育プログラムを作成する。

<第3段階：プログラム提供>

第3段階ではホームページを開設し、第1段階で収集した海外情報、第2段階で作成した教育プログラムをホームページ上に集約するとともに、各スポーツ統括団体などに対してDVD配布によるプログラムの提供も行う。

<第4段階：フィードバック>

第4段階では、DVDを配布した団体を対象として追跡調査を実施し、提供したプログラムの利用状況やプログラム内容に対する評価について把握する。

3. 研究の方法

<第1段階：海外の情報収集>

海外の情報を収集するために、カナダ、オーストラリア、韓国における現地調査を実施した。各調査の概要は以下の通りである。

韓国

日時：2012年2月21日～25日

訪問先：ソウル・国家人権委員会

調査者：高峰修、熊安貴美江

カナダ

日時：2012年2月27日～3月5日

訪問先：ケベック・Sport Canada、カルガリー

調査者：熊安貴美江

オーストラリア

日時：2012年3月7日～11日

訪問先：キャンベラ・Australian Sport Commission(ASC)、メルボルン・Deakin 大学

調査者：高峰修

<第2段階：映像プログラムの作成>

収集した情報を元に映像プログラムのストーリーを作り、実際の映像プログラムの作成は株式会社ジーアングルに依頼した。

<第3段階：プログラム提供>

ホームページの基本構造の作成は株式会社シストランスに依頼した。また完成した映像プログラムのDVDコピーについては株式会社ジーアングルに依頼した。DVDは2012年10月に以下の各団体に送付した。

①日本体育協会ならびに都道府県体育協会(48)、②日本オリンピック委員会ならびに各競技団体(63)、③日本パラリンピック委員会加盟競技団体(48)、④法人格を持つ市町村体育協会(265)、⑤全国高等学校体育連盟ならびに都道府県高等学校体育連盟と専門部(49)、⑥日本中学校体育連盟ならびに都道府県中学校体育連盟(48)、⑦日本高等学校野球連盟ならびに都道府県高等学校野球連盟(48)、鉢都道府県ならびに政令指定都市の教育委員会(66)、計635団体。

<第4段階：フィードバック>

2013年1月には、配布した上記DVDの利用状況、ならびに各スポーツ統括団体の倫理的問題に対する取り組みの現状を把握するために、635団体を対象として追跡調査を行った。調査の詳細は以下の通りである。

時期：2013年1月～3月

方法：郵送法による質問紙調査

内容：倫理に関する規程・ガイドラインの有無と内容、規程やガイドラインを制定しない理由、倫理委員会の設置、倫理に関する意識啓発活動の実施と内容、不祥事処理規程の有無、など。

回収数(率)：226団体(35.6%)

4. 研究成果

<第1段階：海外の情報収集>

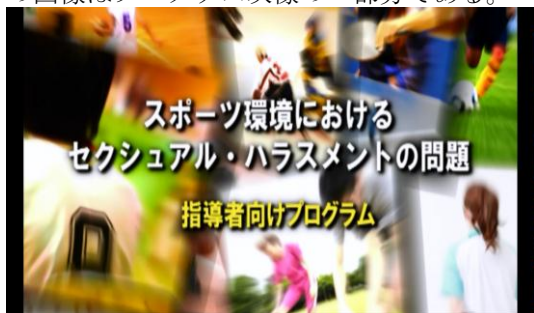
現地調査を行った3カ国のスポーツ界における倫理的問題に対する取り組みには、それ

ぞれ国内の事情に応じた特色が見られた。例えばオーストラリアでは特にきっかけとなる事件が起こったわけではないが、性別を始めとする差別をなくす機運が社会全体として高まり、そうした流れの中で取り組みが始まっていた。ASCはオーストラリアスポーツ界の各組織の頂点としてあり、ASCの取り組みをそれぞれの下部組織が受け入れることによって普及していた。カナダでは1988年ソウルオリンピックにおけるベン・ジョンソン元選手のドーピング事件と、1997年にナショナルレベルのアイスホッケープレイヤーが若かりし日に同性のコーチから性的虐待を受けていたことをカミングアウトしたことが大きなきっかけとなった。具体的名取り組みは、カナダにおけるスポーツ統括団体である Sport Canada と、前述のカミングアウトをした元プレイヤーが運営する民間組織がそれぞれ独自のプログラムを展開していた。韓国では国家代表に選ばれていた女子中学生アスリートの学習権を巡る事件をきっかけとして、国家人権委員会がスポーツ内部の倫理問題に関する取り組みのイニシアチブをとっていた。

カナダ、オーストラリア、韓国を対象とする現地調査の結果は、それぞれ A4 版約 10 枚の報告書にまとめ、ホームページ「Players First」に掲載した。

<第2段階：映像プログラムの作成>

作成を依頼した株式会社ジーアングルの担当者と修正を重ね、スポーツ環境におけるセクシュアルハラスメントについて解説する、指導者向けの映像プログラムを完成させた。このプログラムはスライド、イラスト、音声からなる約 20 分間の映像である。以下の画像はプログラム映像の一部分である。



内容の構成は以下の通りである。

- ・スポーツ環境でセクシュアルハラスメントが起こりやすい構造
- ・セクシュアルハラスメントとは
- ・セクシュアルハラスメントに関する法律等について
- ・海外での取り組み
- ・日本のスポーツ界の対応
- ・ケーススタディー など



内容を検討する際には、例えばケーススタディーにおいて一方的に正誤を示すのではなく視聴者自身の判断を求めるなど、視聴者が能動的にこのプログラムに関われるよう配慮した。

<第3段階：プログラム提供>

特になし。

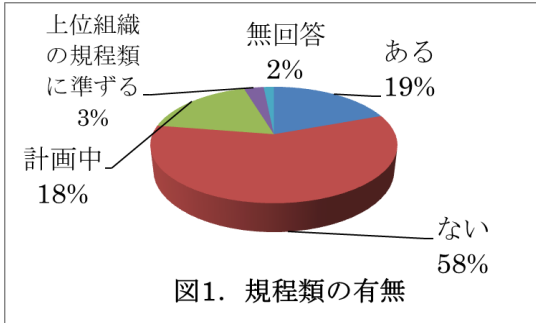
<第4段階：フィードバック>

まず各団体に、配布した DVD の受け取りについて確認したところ、23.0%にあたる 52 団体が「DVD を受け取っていない」と回答した。DVD の送付には民間宅急便企業のメール便を使用した。宛先不明で返送されてきたのは 2 件だけであった。したがって、DVD は送付した 635 団体のほとんどの団体に届いているはずである。しかしそれらのうち 2 割以上の団体では、届いているはずの DVD は「受け取っていない」と認識されていた。今後、こうしたスポーツ統括団体を対象として郵送物を送付する場合には、封筒の目立つところに内容を明記するなどの工夫が必要だと思われる。

追跡調査に回答し、かつ配布した DVD を受け取っている 174 団体のうち、すでに使用したのは 16 団体 (9.2%) であった。さらに 94 団体 (54.0%) は今後使用する予定であり、使用しないと回答したのは 54 団体 (31.0%) であった。プログラム映像の使用率が 1 割弱にとどまったのは、DVD を送付したのが平成 24 年度の後半であり、既にこの年度の指導者講習会などが終了していたり計画が立てられている等の理由によると思われる。このことは、54.0%の団体が今後使用する予定であると答えたことにも表れている。使用しない理由は多岐にわたるが、まずは「指導者講習会などを行っていない」のでそもそも使用する機会がないという理由があり、さらには「今のところセクハラの問題が起こっていない」「セクハラの問題だけに時間をとることができない」などが理由としてあげられた。

各団体における倫理に関する取り組みについては教育委員会には質問しなかったため、ここからの分析対象団体数は 191 団体と

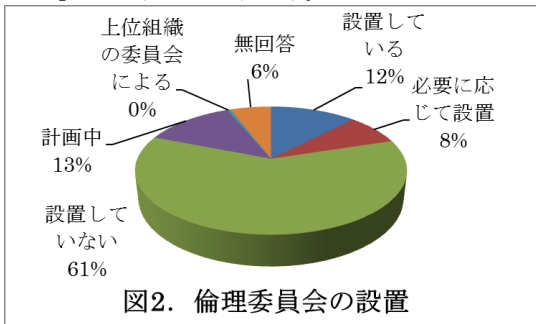
なる。まず各団体において倫理に関する規程やガイドラインなどがあるかとの質問に「ある」と答えた団体は19.4%にとどまり、「ない」が58.1%、「計画中」が17.8%と続いた(図1)。



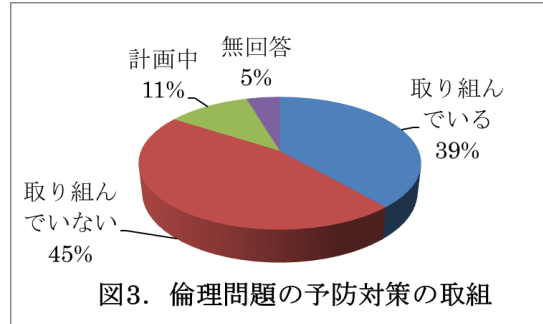
規程やガイドラインを制定した年度として最も多かったのは平成24年度(15件)であり、平成16年度(4件)が続いた。平成24年度の下半期には高校運動部員や柔道女子代表選手への暴行・暴言が社会問題となったが、こうした事件を受けて各団体が規程類を制定したことが伺われる。また平成16年度は日本体育協会がスポーツ組織に対するガイドラインを制定した年である。

他方、規程やガイドラインが無いと回答した団体があげるその理由として多かったのは「倫理の問題に取り組む余裕がない」(34.8%)や「組織内で積極的な意見が出せない」(33.0%)であった。

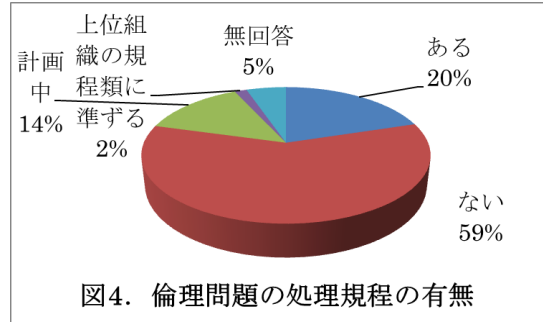
各団体における倫理委員会の設置状況については、「常設委員会を設置している」が12.2%、「必要に応じて設置する」が7.9%であったのに対して60.8%の団体は「設置していない」と回答した(図2)。



各団体における倫理問題を予防するための取り組み状況について「取り組んでいる」と答えた団体は38.7%、「取り組んでいない」が45.7%であった(図3)。具体的名取り組み内容としては「研修会の実施」(62.5%)や「行事の参加者への周知」(61.1%)が多かった一方で、「研修のための教材開発」(12.5%)や「相談窓口・電話の設置」(8.3%)は低調であった。



最後に、各団体において倫理的問題が生じた場合に問題を処理するための規程などがあるかについては、「ある」と答えた団体は20.2%であるのに対して、59.0%の団体は「ない」と回答した(図4)。



以上の結果からわかるように、倫理に関する規程や問題処理規程を持たない団体、倫理委員会を設置していない団体、そして何の取り組みも行っていない団体が半数前後あり、日本のスポーツ団体における倫理的問題への取り組みは概して消極的であることがわかる。今回の調査は法人組織を対象としたとはいえ、中には法人としての組織運営自体がままならない団体も数多くあり、「倫理的問題に取り組む余裕がない」という回答にも頷ける。以上のことから、今回のような教育映像プログラムを作成し各スポーツ団体に提供する活動には意義があると思われる。今後はプログラム内容の幅を広げ、さらに各団体の取り組み状況を継続的に把握し続ける必要があるだろう。

5. 主な発表論文等

〔その他〕
映像プログラム公開ホームページ
「Players First」
<http://www.players-first.jp>

6. 研究組織

(1) 研究代表者
高峰 修 (Takamine Osamu)
明治大学・政治経済学部・准教授
研究者番号：10409493

(2)研究分担者

熊安 貴美江 (Kumayasu Kimie)

大阪府立大学・地域連携研究機構・准教授

研究者番号：90161710

以上